

6月1日実施（調査員訪問は5月中旬～）

経済センサス

活動調査

回答はインターネットまたは郵送で。
ご協力をお願いします。

※調査員による回収はありません。

経済センサス活動調査は、5年に1度全国すべての事業所・企業を対象に実施する重要な統計調査です。5月中旬から調査員が訪問しますが、新型コロナウイルス感染防止のため、調査書類の配布や受け取りをできる限り対面しない非接触の方法で行います。ご理解と回答へのご協力をお願いします。

【消費生活相談メモ】

保険金を使った住宅修理

Q. 自宅を訪問した保険申請代行業者から「台風が原因だと申告すれば、傷んでいる屋根の修理に火災保険が使える。申請代行費用は支払われた保険金の30%。保険金が下りなければ費用は一切いらない」と勧誘を受けた。台風が原因ではなかったが、少しでも保険が下りれば修理費の足しになると思い契約した。しかし、信用できる業者か不安になり、保険会社に相談したところ、消費生活相談窓口で連絡するよう言われた。

A. 8日以内ならクーリングオフができます

このような契約の書面には、「見積後に中途解約すれば一律10万円の違約金がかかる」等、消費者側に不利な記載が見受けられます。

また、経年劣化による損傷を自然災害が原因と申請することは、保険金詐欺に該当する恐れがあります。保険金が下りないだけでなく、保険会社から契約自体を解除される可能性もあるため、安易に契約しないようにしましょう。なお、クーリングオフ通知の書き方は、消費生活相談窓口にご相談してください。

問 消費生活相談窓口(内線386)

時 毎週木曜日 10時～15時

税のひとくちメモ

問 ▼税務課固定資産税係（内線257、258）

【No.19】年の途中で所有権移転があった物件の課税は？

Q. 令和2年11月に自己所有の物件を売買し、令和3年3月には買主への所有権移転登記を済ませました。令和3年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A. 毎年1月1日現在の所有者(登記簿上の所有者)に対して課税します。

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して課税します。今回の場合では、所有権移転の登記が令和3年1月1日以降で行われているので令和3年度の固定資産税は、新しい所有者である買主ではなく、売主に課税します。

また、固定資産税を期別納付する場合、年4回に分けて納税することとなりますが、年の途中で所有権移転の登記がされた場合であっても、令和3年1月1日現在で登記されていた人に令和3年度分すべての課税額に対する納税義務があります。



市営墓地の使用ルール

問 生活環境課（内線379、388）

4月1日付で五條市墓地条例の一部を改正し、市営墓地の使用ルールを定めました。主な変更点は次の3つです。

①各種届出等の提出を義務化

住所等の変更届、工事着手届、工事完了届、埋蔵届、使用許可証再交付申請書、承継使用許可申請書、返還届の提出が義務となりました。各手続を行う際は、あらかじめ必要書類を添えて提出してください。

②無許可使用や墓地の売買へ罰則適用

無許可で墓地を使用したり、墓地を売買したりする行為は、条例で禁止しています。違反した場合、**使用許可の取消や5万円以下の過料**が科されますので、絶対に行わないでください。



③返還の際の原状回復措置を義務化

墓じまいをされる時は、墓石や基礎等を完全に撤去し、更地にしてください。また、返還の際は返還届のほか、工事着手届や工事完了届の提出が必要です。

※五條市斎場ハートピアさくら南西の代替墓地は、巻石を残し、その他の墓石等を撤去してください。

返還する人に使用料の一部を還付します

還付対象：五條市新墓地の造成区画（A～I区画）

※市立給食センター(岡町210-1)の南側

還付金額：▼未使用区画 10万円▼既使用区画 5万円

還付条件：

- ▼墓地の使用区画を更地に返還すること。
- ▼使用名義人またはその相続人代表者が手続すること。

還付できる件数には限りがあります。詳しくは問い合わせてください。

土砂等の埋立てには許可が必要です (500㎡以上の場合)

土壌の汚染および災害の発生を未然に防ぐため、条例で土砂等の埋立てなどを規制しています。主な規制項目は次のとおりです。

※詳しくは問い合わせてください。

問 生活環境課（内線379、388）

- ▼事業の区域が500㎡以上の土砂等の埋立てなど（埋立て、盛土、一時たい積）には許可が必要です。（他法令による許可を受けている場合を除く）
- ▼事業区域に土砂等を搬入する場合は、土砂等の発生場所ごとに発生場所の証明および安全基準に適合している証明を添付した土砂等の搬入届が必要です。
- ▼事業区域が3,000㎡以上の場合、定期的な水質検査・土質検査が義務付けられます。
- ▼事業について、事前に周辺住民などに説明会などの周知行為が必要です。
- ▼条例の規定に違反した場合、罰則（最高1年以下の懲役または100万円以下の罰金）が科せられることがあります。



5/16(日)は、市街地一斉泥上げ

※小雨決行、予備日なし。ダンプ車による回収は8時から 問 下水道課（内線395）

マスク着用等の感染症対策を行い、体調不良の場合は参加しないでください。

また、ダンプ車への泥の積込作業は、各自治会で行ってください。ご協力をお願いします。